

## 鳥取市庁舎建設に関する調査特別委員会報告

鳥取市庁舎建設に関する調査特別委員会における調査及びその経過について御報告いたします。

本特別委員会は、鳥取市庁舎建設に関する調査研究を目的とし、平成 22 年 12 月定例会の最終日に設置され、本特別委員会は、現在までに 29 回の委員会を開催し、「庁舎規模」、「建設場所」、「庁舎機能」の 3 点について現地視察を含めた調査、研究を重ねてきました。

平成 23 年 6 月定例会で、「庁舎規模」、「建設場所」についての中間報告を行い、「庁舎機能」については継続して調査、研究を行う旨の報告を行ったところであります。

その後、平成 23 年 8 月 8 日に、市庁舎新築移転を問う市民の会より市庁舎新築の是非を問う住民投票条例の直接請求が行われ、地方自治法の規定に基づく住民投票条例案が平成 23 年第 3 回臨時会で上程され審査が行われましたが、対案が示されていないなどの理由により賛成少数で原案否決されました。

しかしながらこのような経過を踏まえ、本市議会では議員提案で住民投票条例を制定することを確認し、9 月定例会最終日に「鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例検討会」を議会内に設置し、「旧市立病院跡地への新築移転」と「現本庁舎の耐震改修及び一部増築」の 2 案を選択肢とする住民投票条例案を策定し、平成 24 年 2 月定例会に上程し全会一致で可決しました。

これを受けた住民投票が本年 5 月 20 日に行われ「現本庁舎の耐震改修及び一部増築」案が多数を占めた結果となりました。この間、本特別委員会としては新築、改修の方向性の行方を見守っていましたが、この投票結果を受け、本市執行部は住民投票で示された民意を尊重して庁舎整備を進めることへの方向性を定めており、また本市議会も同じく民意を尊重し今後は耐震改修案を進めることとしており、これをもって庁舎建設を設置目的とした本特別委員会の役目は終了したものと考えます。

しかしながら、現本庁舎の改修等に当たってはこれから検討すべき事項が多く残されており、今後も調査、研究を続ける必要があるものと考えます。したがって、今後も新たな特別委員会を設置されることを提言し、本特別委員会の最終報告といたします。